



みのる法律事務所
第 2 8 9 号
平成 2 6 年 5 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



**まだ、介護まではいかない。
でも、支援はほしい。**



「^{かいご}介護」とは、「病人や高齢者など、心身の不自由な人の^{かんご}看護や世話をすること」（角川必携国語辞典）です。「^{しえん}支援」とは、「他人に力を貸して助けること」（前同）です。

ですから、「要介護者」とは、「看護や介護が必要な人」ということになります。これに対して、「要支援者」とは、「他人の力を貸してもらえば、自分で生活ができるレベルの人」ということになります。

高齢化社会になり、世の中には「要介護者」も大勢いますが、まだそこまではいかないが、支援はほしいという「要支援者」はもっと多くいます。私などもその一人です。

平成 1 2（2000）年 1 2 月 1 日に、「介護保険法」が施行されました。215 条に及ぶ長文の法律です。しかも、各条文が長文です。私共法律の専門家でも、この法律を細部にわたり正しく理解することは、かなり難しい仕事です。とても、わかりやすく^か噛み^{くだ}砕いて解説するなどということは不可能です。ここでは、第 1 条の「目的」だけをそのまま紹介します。

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する^{しっぺい}疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、出版社・エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~



介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

つまり、「年を取って、自分の身の回りのことが自分でできなくなってしまった人に対し、保険を使って介護をする」ということです。もちろん、そのためには「要介護者」であることの認定を受けなければなりません。介護が必要な程度によって、「要介護1」から「要介護5」までのランクがあります。「要介護者」であることの認定を受けるためには、医師の意見書をはじめ、それなりに難しい手続を踏まなければならないようです。

それでも「要介護者」と認定されれば、保険が適用されて介護が受けられることとなります。ですから、「要介護者」と認定された人は、介護保険法によってある程度救済されることとなります。ですから、この法律は「要介護者」と認定された本人は元より、その家族にとっては大変ありがたい制度です。

先日事務所に来所した、介護に携わっておられる看護師さんと介護士さんは、口を揃えて「要介護者認定を受けられた人やその家族は、比較的恵まれています。認定は受けられないが、介護を必要としている高齢者はたくさんいます。その人たちの救済も必要です」と強調していました。

その方達は、たまたま私がこの事務所便り『まとはずれ的外』の前号（平成26年4月号）において述べた『サ コウ ジュウ』（サービス付き高齢者向け住宅）を読んだとのことで、「要介護状態、つまり、入浴、排せつ、食事等の介護までは必要ではないが、他人の力を貸してほしい、つまり、『支援』が必要という状態の方はたくさんいます。そういう方達の支援が必要だと思われるケースが、身の回りに溢あふれています。そのような今日、『サービス（支援）付き高齢者向け住宅』という考え方は、社会的に極めて有意義です。是非やって下さい」と励ましてくれました。

前号の『サ コウ ジュウ』を読んでもくれた方の中で、「まだ入浴や下しもの世話まではしてもらわなくてもよいが、病院への送迎やスーパーでの買い物の手伝いや食事の世話をしてくれるところがあれば、自分も入居したい」と言ってくれた方が少なくありませんでした。「完成したら、パンフレットなどの説明書や案内書を送ってほしい」という方が何人かおりました。「仕事を終えて家に帰っても、明かりが消えていて寂さびしい。それから食事を作ったり、洗濯をしたり、風呂に入ったりするのはやりきれない。帰ったら明かり





が点^ついていて、風呂が沸^わいていて、食事が準備してある『サ コウ ジュウ』で暮らしてみたい」という話も少なからずありました。

想像した以上の反響に驚いています。「支援がほしい」と思っている人は多くいるのです。

わが身に置き換えて考えてみますと、仮に家内が亡くなった場合、すでに東京で家庭を持ち、孫までいる子供達に面倒を見てもらうということはしたくありません。自分のことを自分でできる間は「サ コウ ジュウ」に住み、食事、風呂、洗濯、買い物、通院等のサービスを受けて、好きな読書と本書きでもするのが一番いいのではないか、という思いに至りました。幸い、私達が予定している「サ コウ ジュウ」は、新幹線の改札口まで歩いて2分という便利さですから、時々新幹線に乗って東京や仙台や盛岡などへ出向き、勉強会などにも参加してみたいという意欲も湧いてきました。

誰だって、いずれは「要介護者」となるか、その前にこの世とおさらばしなければならぬ身です。そうなってしまえば、金など何の役にも立ちません。せめて、自分で自分の身の回りのことがやれるうちに、それまで稼いだお金を注ぎ込んで、やりたいことがやれる快適な環境の中で過ごしたいものです。

私の家内や息子は、早速「サ コウ ジュウ」の計画を実行しようと取り掛かっています。その計画を聞きますと、7月頃に着工し、来年3月までに完成させ、4月から利用できるようにしたいとのことでした。

前にも述べましたが、同じ屋根の下で暮らすことになりますので、「互いに他の住人のことを考え、プライバシーを守りながらも協調して楽しい生活を送る」という目標に向かって入居者を厳選したいとのことでした。私は身内の特権を使わせてもらい、第1号の入居者とさせてもらうことにしました。

まだ入居の条件や、どのような間取りでどのような共用施設ができるかなどは決まっておらず、今盛んにプランを検討中のようです。ただはっきりしているのは、「要介護者」の施設ではなく、他人の力を貸してもらうことは必要ですが、まだ自分のことは自分でできるという「要支援者」の人達が、1人で、あるいは夫婦2人で快適に過ごせるような「サービス付き高齢者向け住宅」にしたいとのことでした。高齢者でなくとも、単身赴任で食事の提供を受けたいという方にも利用してもらいたいとのことでした。若い人もいてくれると、より楽しくなりそうです。第1号の入居契約者としては、大いに楽しみにしているところです。



この事務所便りをお読み下さっている方は、私達夫婦を、私達家族を、事務局一同を、長年にわたって支えて下さった方ばかりです。もし、入居希望の方がおられましたら、いの一番に入居していただきたいと思いますので、一声お掛けいただければ、事務局共々全面的にお役に立ちたいと思います。また、身の回りの方で「この方ならお勧めしたい」という方がおられましたら、ご紹介いただければ幸甚です。

『新・憲法の心』



今回は、**第9巻『原発は受け身的核兵器』**を謹呈させていただきます。

今日（5月21日）、**大飯原発（福井県おおい町）再稼働差し止め判決**が福井地方裁判所から出されました。詳細は未だ不明ですが、福島原発事故の被害を経験し、原発に「**ゼロリスク**」を要求する内容であるとのこと。結論には賛同します。

これは、地震という自然災害による原発のリスクを考えているものですが、原発の危険性は自然災害だけではありません。人災、特に原発を自爆テロや無人飛行機やミサイルなどで攻撃された場合の危険性は、自然災害以上に大きいことに気づきました。



そのことは、福島原発事故をきっかけにして気がつきました。戦争状態になったら、敵国は日本にある原発を奇襲攻撃すると思います。私が敵国だったら、そのようにして反撃などできないようにしてしまいます。戦争というものは、そういうものだと思います。「**安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会**」の報告書の中で、そのことについて触れられていないことは不思議です。

そのことを多くの人に知ってほしいと考え、**第9巻**で『**原発は受け身的核兵器**』というタイトルで書きました。今月号の事務所便りと一緒に謹呈させていただく予定となっていました。タイミング良く、福井地裁判決が出されました。今回も、「**いい時、いい縁**」に恵まれました。

